

令和元年 6 月 1 日 施行

田村市あぶくま洞屋外出店者規約

【目的】

本規約は、あぶくま洞（以下：主催者）屋外出店における、安全な運営と平等性、法的規制の遵守などを主な目的とする。

第 1 条【出店の許可および出店許可判断】

- 1 出店者は、主催者出店公募期間中に申請を行い、主催者が安心・安全に商品を提供できる事業者と認められた場合のみ出店を許可する。
- 2 主催者は提供商品、サービス内容を確認し、出店に適するか否かを判断し、出店の有無を判断できる権利を有する。
- 3 主催者は出店を許可する事業者に対し、出店許可証を発行することとする。

第 2 条【出店の申込受付および条件】

- 1 申込受付は、主催者ホームページ等にて野外出店者の公募を行い期間中に申請があった事業者に限る。
- 2 出店には、環境美化協力金（以下：協力金）が発生し、料金はつぎのとおりとする。また協力金は出店最終日に一括して主催者に支払うものとし、受領証明として主催者は領収書を発行するものとする。

1 日あたりの環境美化協力金	
出店内容	環境美化協力金（円）
飲食店	5,000
産品（野菜・加工食品）物販店	3,000
体験店（料金をとる全ての体験）	2,000
展示店（企業 PR など）	1,000
その他（募金活動など）	0

- 3 申請書に記載のない品目を販売した場合は、いかなる場合においても当該許可を取り消すものとする。
- 4 売上は日毎にとりまとめ、売上報告書により出店最終日に報告することとする。
- 5 出店の申込が多くテント小間数を上回った場合は、内容を考慮し主催者が出店者を決定するものとする。
- 6 店舗配置は、販売内容などを考慮の上、主催者にて決定するものとする。尚、決定したテント小間配置については変更できないものとする。ただし、日によってテントに空きがある場合は、主催者と協議の

もと変更できるものとする。

第3条【出店権利の譲渡・転貸】

出店者は、主催者の許可なく契約小間の全部または一部を他人へ譲渡、貸与などすることはできない。

第4条【搬入時について】

1 会場内への車両搬入は、午前9時までとする。

2 事前に割り当てられた駐車スペースの車両搬出時間は午後4時30分以降とする。

※いずれも、主催者が特別に許可した場合を除き上記時間外の車両搬入・搬出は認めないものとする。

3 トラックの使用は、事前に連絡を入れるものとする。尚、トラックの場内入場は、トラックの形状および車両重量により、進入不可と判断する可能性があるものとする。

4 車の進入、台車の使用については十分安全に留保すること。また、あぶくま洞園内の自動車走行は徐行を行うこと。

5 車検切れや、保険未加入車両の進入は認めないものとする。

6 いかなる場合においても、場内にて発生した事故に関し、主催者は一切の責任を負わないものとする。

第5条【その他出店許可形態】

1 調理の際に、排煙や油飛びが多く、テントに汚れが発生する懸念があると主催者側が判断した場合は、テントの貸し出しをせず、事業者へテントを持参するよう指示を行えるものとする。

2 飲食ケータリング車両販売での申込み可能とする。ただし、車両配置は主催者の指定位置とする。

第6条【ゴミについて】

1 出店者は、ゴミを持ち帰ることとする。

2 出店者は、自店舗及びあぶくま洞園内の美化に努めるものとする。

第7条【店舗営業時間について】

主催者が指定する時間帯のみ営業を許可するものとする。

第8条【営業時間外について】

出店者が連日営業をする際にテント内に備品などを残すことを許可する。ただし、残された備品などの窃盗および破損などに関して、主催者は一切の責任を負わないものとする。

第9条【出店販売禁止品・禁止行為について】

下記のを会場へ持ち込むこと、展示・販売することを禁止する。また、申請内容と違え下記の内容に該当した事業体に対しては、主催者は出店権利の剥奪及び今後の出店を許可しないものとする。

- ① **コピー商品（模造品）及び盗品、またはその恐れがあるもの。**
- ② **違法商品。**
- ③ **麻薬類及び違法商品でなくともそれに類すると判断するもの。**
- ④ **風紀を著しく乱すもの。（アダルト商品など）**
- ⑤ **契約商品（不動産関連、金融関連、携帯電話、通信関連など）無形財産の販売。**（ただし企業出店などで主催者の認可を受けた物品、サービスについては除く。）
- ⑥ **政治、宗教、その他サークルや会員組織、グループへの勧誘行為。**
- ⑦ **商品として許可を受けていないサンプル品などの勧誘行為。**
- ⑧ **募金、寄付活動。**（主催者が承認する場合は除く。）
- ⑨ **マイク・スピーカーの使用。**
- ⑩ **出荷制限規制対象食品の販売。**（事業体はその都度対象食品を確認し申請及び販売を行うこと。仮に認識無く販売してしまった場合も禁止行為とみなし、主催者は発覚後の出店を許可しない。）

第10条【出品物の保護管理について】

- 1 出品物には、必要に応じて各自保険等かけるなどの処置をすること。
- 2 出品物の保護については、輸送中・販売中を問わず出店者が責任を負うものとする。

第11条【火気使用について】

- 1 消防署届出は、主催者が出店申請書をもとに取りまとめ行うものとする。
- 2 出店者は、届出に必要な情報を主催者に提供するものとする。
- 3 火器を取り扱う事業体は火器周辺を常に気をかけ、火災が発生しないように十分注意すること。
- 4 火器を取り扱う事業体は消火器を準備の上、消防署届出どおりに設置を行うこと。

第12条【その他出店事項】

- 1 敷地内は禁煙とする。
- 2 お客様との販売取引は、出店者が行い、主催者は一切の関与しないものとする。
- 3 イベントリポートなどの取材のため、オフィシャルカメラ及び主催者が取材受付をしたカメラマンが

各ブースの撮影を行い、出店者がその場で撮影拒否しない場合は放送可と承認したものとする。

第 13 条【原状回復について】

出店者は、イベント終了後、出店区画及び周辺の清掃・出店区画の原状回復を行うこと。飲食物等により汚れた場合は出店者が責任をもって清掃し、著しく汚れが残った場合は後日、原状回復費用を請求するものとする。

第 14 条【天災・悪天候について】

主催者は、地震などの天災・大雨や台風などの悪天候時に、出店者に対し店舗営業を中止する権利を有する。また、中止した際の営業損失を主催者は負わないものとする。出店者は、大雨や台風などの悪天候時には自身の判断で店舗営業を中止せず、中止の意向を伝え、主催者は状況のみで営業中止の判断をするものとする。

第 15 条【個人情報について】

主催者及び出店者は、主催者及び関係者の個人情報を、一切漏洩させないこととする。

第 16 条【保健所許可申請について】

1 出店者は、露天営業・臨時営業と移動車両販売出店及び短期食品提供届を、福島県県中保健福祉事務所へ申請し許可を受なければならない。また、許可後に営業許可証（写）を主催者へ提出しなければならない。

2 主催者は出店許可をした場合でも、保健所からの許可証がない場合、出店を取り消すことができるものとする。

第 17 条【飲食物の取扱いについて】

- 1 食品関係の調理・加工・販売を行う出店者は、衛生上の問題がないように十分に注意を払うこと。
- 2 食品衛生法及び製造物責任法（PL 法）を考慮の上、保険内容の写しを提供すること。
- 3 販売及び販売品の品質に関わる事柄については、出店者が一切の責任を負うこと。

第 18 条【補則】

この規約に規定するもののほか、出店に必要な事項は主催者が定める。

【付則：施行期日】

この規約は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

【移動車両販売店及び短期食品提供届出先】

福島県 県中保健福祉事務所（県中保健所） 食品衛生チーム 電話 0248-75-7821

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/roten-rinji.html>

【管轄地域】

須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

●福島県中保健所ホームページから引用●

営業許可には、**露店営業**と**臨時営業**の 2 種類あります。

営業許可の種類

（１）露店営業

営業許可期間は 5 年間です。

設備に破損や大幅な変更が無い場合、許可期間が満了する前に許可の継続申請を行うことで、引き続き営業することも出来ます。

福島県（福島市、郡山市及びいわき市以外）の保健所で許可を取得した場合、福島県内全域（福島市、郡山市及びいわき市以外）で営業することが出来ます。

（２）臨時営業

1 回のイベント毎に申請する許可です。

イベント等の期間により、次の 3 種類に分類されます。

（ア）8 日未満

（イ）8 日以上 1 月未満

（ウ）1 月以上 6 月未満（テント等の簡易な施設ではなく、固定店舗と同等の施設が必要です。）

許可を取得する場合は、事前に管轄保健所へ「営業許可申請書」を提出し、現地確認を受ける必要があります。なお、申請には、所定の手数料がかかります。提供出来る品目が限られるほか、必要な設備の基準（施設基準）がありますので、お早めにご相談ください。

営業許可取得の流れ

（１）事前相談

事前に管轄保健所の窓口で営業許可申請書の用紙等を受け取り、営業許可の種類や施設基準等について確認してください。

(2) 営業許可申請書の提出

必要事項を記入し、管轄保健所に提出してください。この際、手数料がかかります。後日、保健所の職員が現地確認のため伺いますので、日程について打合せを行ってください。

(3) 保健所職員による現地確認

実際に機材をセッティングし、保健所の職員の確認を受けてください。

(4) 営業開始

営業する際は、露店営業の場合は許可標識、臨時営業の場合は許可指令書（許可証）を、出店施設の見やすいところに掲示してください。

営業許可手数料

(1) 露店営業

(ア) 飲食店営業 新規申請：16,000 円 継続申請：12,800 円

(イ) 喫茶店営業 新規申請：9,600 円 継続申請：7,700 円

(ウ) 菓子製造業 新規申請：14,000 円 継続申請：11,200 円

(エ) 乳類販売業 新規申請：9,600 円 継続申請：7,700 円

(2) 臨時営業

(ア) 飲食店営業 8日未満：4,000 円 8日以上1月未満：5,600 円 1月以上：8,000 円

(イ) 喫茶店営業 8日未満：2,400 円 8日以上1月未満：3,400 円 1月以上：4,800 円

(ウ) 菓子製造業 8日未満：3,500 円 8日以上1月未満：4,900 円 1月以上：7,000 円

(エ) 乳類販売業 8日未満：2,400 円 8日以上1月未満：3,400 円 1月以上：4,800 円

提供出来る品目（メニュー）の具体例

(1) 飲食店営業

煮物：おでん、玉こんにゃく、煮込み

汁物：豚汁、けんちん汁

焼物：焼きとり、焼きそば、たこ焼き、お好み焼、大阪焼き、フランクフルト、いか焼き、焼きぎょうざ、鮎の塩焼き、ういの貝焼き

蒸物：じゃがバター、蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい

揚げ物：から揚げ、フライドチキン、フライドポテト、アメリカンドッグ、串かつ

酒類：生ビール、日本酒、焼酎等

その他：即席カップ麺にお湯を入れたもの

(2) 喫茶店営業

かき氷、清涼飲料水、コーヒー、紅茶、甘酒、ところてん、アイスクリーム類小分け

※喫茶店営業では、酒類の提供は出来ません。酒類の提供を行う場合は、飲食店営業の許可を取得してください。

※かき氷に使用する氷は、許可施設で製造された氷に限ります。

※生もの（生の果物をその場で絞った生ジュース等）の提供は出来ません。

※缶やペットボトルに入った清涼飲料水（乳類以外）を、開封せずにそのまま販売する場合、許可を取得する必要はありません。

※アイスクリーム類小分けについては、カートリッジ式のアイスクリーム類を押出式のソフトクリームマシンで盛り付けたものに限ります。

（３）菓子製造業

焼菓子：大判焼き、クレープ（生クリームは不可）、ベビーカステラ、焼き団子、五平餅

揚菓子：ドーナツ、チュロス、芋けんぴ

あめ類：果実あめ（りんごあめ等）、べっこうあめ、カルメ焼

その他：果実チョコ（チョコバナナ等）

※綿あめに関しては、許可を取得する必要があります。

（４）乳類販売業

牛乳、加工乳、乳飲料等

※乳類に関しては、販売するだけで許可が必要です。

提供出来ないもの

（１）生もの（刺身、寿司、自家製生クリーム等）

（２）生野菜（レタス、トマト等）を生そのまま使用したもの

（３）加熱調理した後、複雑な調理加工を行うもの（おにぎり、いなりずし等）

（４）調理・製造に多量の水を必要とするもの（うどん、そば等）

（５）魚介類や食肉の販売（販売するには営業許可が必要です。ただし、テント等の簡易な施設での販売は認められていません。）

※水道直結の給排水設備及び流し（シンク）を設置している場合、（４）の条件は除外されます。

※屋外でついた餅については提供が認められていません。

施設基準

（１）施設やその周辺が不潔な場所でないこと。

適合しない例：畜舎（牛小屋、豚小屋等）が近くにありハエや臭いの影響を受ける等

（２）施設には屋根、側壁（またはシート等の覆い）があること。

また、清掃しやすく、全ての設備を収容でき、使用しない場合は衛生的に保管できる構造であること。

適合しない例：焼台や作業台がテントの外にはみ出ている、使用しない時の機材を雨ざらしで保管している等

(3) 必要に応じ、器具類の洗浄設備及び手洗い設備（流し（シンク）、蛇口付の給水タンク等）があること。

(4) 必要に応じ冷蔵設備があること。

(5) 不浸透性材料（汁が漏れない素材）の廃棄物容器（ゴミ箱）を備えること。

また、十分な容量があり、ふたが付いている容器を使用すること。